



あっせん(コンサルティング)業者を名乗る者から、年金を受給されている方に年金担保融資の借入れを有利に行うと電話で勧誘し、年金担保融資のあっせんの契約を交わしておいて、実際には融資のあっせんに関わることは一切行わず、手数料だけを請求するという詐欺行為による被害が発生しております。

また、質屋営業を装い、担保価値の無い物品を質入れさせた上で、実際は、年金を担保にして金銭の貸付けを行い、高額な金利の支払いを請求するという被害も発生しています。

年金担保融資制度は、年金を担保として融資することが法律で唯一認められ、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

年金担保融資をご利用の際には、「**独立行政法人福祉医療機構代理店**」と表示された銀行、信用金庫、信用組合の窓口にて直接お申し込みいただけますので、**あっせん(コンサルティング)業者や偽装質屋等の利用は絶対に行わないように**してください。

平成26年12月より、年金担保融資の融資限度額等が変更となります。

融資限度額を変更します

融資限度額は、これまで年間の年金支給額の1.0倍以内でしたが、変更後は0.8倍以内となります。
また、融資額の上限はこれまで250万円(臨時生活資金100万円)でしたが、変更後は200万円(生活必需物品の購入80万円)となります。
※資金用途の項目「臨時生活資金」を「生活必需物品の購入」に変更します。

1回あたりの返済額の上限額を変更します

1回あたりの返済額について、これまで1回の年金支給額の1/2以下としていましたが、変更後は1回の年金支給額の1/3以下とし、年金の2/3以上をお手元に残るようにします。

資金用途や必要額を確認させていただきます

借入申込の際、資金の使いみちや必要となる額が分かる見積書等の書類を取扱金融機関の窓口で確認させていただきます。

ただし、融資額が10万円の場合、見積書等の書類の提示は不要です。

任意繰上返済後の再借入申込について制限します

任意繰上返済をされた方は、当該繰上返済をした借入にかかる融資決定時の完済予定日が到来するまで、年金担保融資のご利用はできなくなります。

年金担保融資制度は平成22年12月の閣議決定において、廃止することが決定されました。
事業の円滑な廃止に向けた取り組みの一環として、平成26年12月に事業規模縮減等の制度変更を行います。
(廃止時期が決まりましたら機構ホームページ等にてご案内いたします。)

年金担保融資のあっせん(コンサルティング)業者。
偽装質屋にご注意ください



お申し込み・お問い合わせ先



独立行政法人 福祉医療機構

「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示されている金融機関
※ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等ではお取り扱いしていません。

WAM 独立行政法人福祉医療機構 年金貸付部 年金貸付課
〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル10階
TEL 03-3438-0224 FAX 03-3438-9962

おかけ間違いのないようにお願いします。

ホームページアドレス <http://hp.wam.go.jp/>

